令　和　６　年

山形県労働委員会年報

山形県労働委員会事務局

この年報は、令和６年１月から 12 月までの当委員会の活動状況を記録したものです。

日頃から労働問題に携わり、あるいは、関心を寄せておられる方々に、広く御活用いただければ幸いです。

令和７年３月

山形県労働委員会事務局

目　　次

第１章　山形県労働委員会の概要　　頁

第１節　組織・権限・運営 …… 2
　第１　組　　織 …… 2
　第２　権　　限 …… 2
　第３　運　　営 …… 3
第２節　委　　員 …… 4
第３節　あっせん員候補者 …… 5
第４節　事務局組織一覧 …… 6

第２章　山形県労働委員会の活動状況

第１節　労働争議の調整 …… 8
　第１　概　　況 …… 8
　第２　令和６年調整事件一覧 …… 8
　第３　事件処理状況 …… 8
　第４　争議行為予告通知の受理及び実情調査状況 …… 10
第２節　個別労働関係紛争のあっせん …… 11
　第１　概　　況 …… 11
　第２　令和6年個別労働関係紛争あっせん事件一覧 …… 11
　第３　事件処理状況 …… 12
第３節　不当労働行為救済申立事件の審査 …… 14
　第１　概　　況 …… 14
　第２　審査の目標期間 …… 14
　第３　再審査の状況 …… 14
第４節　行政訴訟事件の概要 …… 15
　第１　概　　況 …… 15
　第２　差戻上告審決定 …… 15
第５節　労働組合の資格審査 …… 17
第６節　地方公営企業等の労働関係に関する法律第５条第２項による非組合員の
　　範囲の認定及び告示の状況 …… 17
第７節　労働相談・周知広報活動 …… 18
　第１　労 働 相 談 …… 18
　第２　労使間トラブルの未然防止の取組 …… 20
　第３　周知広報の取組 …… 23

第８節　会　　議 …… 26
第１　総会及び公益委員会議 …… 26
第２　主な連絡協議会及び連絡会議等 …… 31
第９節　研　　修 …… 35
第１　委 員 研 修 …… 35
第２　事務局職員研修 …… 36

第３章　統　計　諸　表

第１表　取扱開始事件数の推移 …… 38
第２表　調整事件数（手続事由別） …… 39
第３表　調整事件数（終結事由別） …… 39
第４表　調整事件数（産業別） …… 40
第５表　調整事件数（調整事項別） …… 41
第６表　個別労働関係紛争のあっせん事件数 …… 42
第７表　不当労働行為救済申立事件の審査状況 …… 43
第８表　不当労働行為救済申立事件数（産業別） …… 44
第９表　不当労働行為救済申立事件係属数の推移 …… 45
第10表　労働組合の資格審査状況 …… 46

参　考　資　料

歴代会長・会長代理一覧 …… 48

第　１　章

山形県労働委員会の概要

第１節　組織・権限・運営

第１　組　　織

県労働委員会は、労働組合法第19条の12第１項及び地方自治法第180条の５第２項の規定により設置されている県の機関であり、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び公益を代表する者（公益委員）各５人、計15人の委員で組織されている。

使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は公平中立で、学識や経験の豊かな人の中から使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命する。任期は２年である。

労働委員会は、労働関係調整法第10条の規定により、労働争議の解決を図るため、学識経験を有する者をあっせん員候補者として委嘱している。

また、労働委員会には、その事務の処理にあたる事務局が設置され、事務局長以下の職員が配置されている。

第２　権　　限

１　県労働委員会の職務権限は、労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）によって、次のように定められている。

（１）労働組合の資格審査（労組法第５条、第11条）

（２）不当労働行為の審査（労組法第７条、第27条）

（３）労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）

（４）事務を行うために必要な強制権限（労組法第22条）

（５）争議行為発生届の受理（労調法第９条）

（６）労働争議のあっせん（労調法第10条～第16条、地公労法第４条）

（７）労働争議の調停（労調法第17条～第28条、地公労法第14条）

（８）労働争議の仲裁（労調法第29条～第35条、地公労法第15条）

（９）特別調整委員に関する意見又は同意（労調法施行令第１条～第１条の10）

（10）公益事業に関する争議行為予告通知受理（労調法第37条）

（11）労調法第37条違反に対する公訴請求（労調法第42条、同法施行令第11条）

（12）地方公営企業体等職員の結成する労働組合に関わる非組合員の範囲の認定、告示（地公労法第５条）

２　平成13年10月１日から地方自治法第180条の２の規定により知事から委任を受けて、個別労働関係紛争のあっせんを行っている。

第３　運　　営

労働委員会は、民間から選ばれた公・労・使の三者構成による合議制の行政機関であり、毎月開催する定例総会において、全般的な議題が処理される。

具体的な事案によって、調停委員会、仲裁委員会が設けられることがあり、あっせんは、あっせん員候補者の中から会長が指名した者がこれにあたる。

また、労働委員会規則第９条第１項に規定する事項（前掲「権限」の（１）、（２）、(11)、(12)）は、公益委員会議において処理される。

なお、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による全国及び地域別（北海道及び東北）の連絡協議会等が設置され、労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理に必要な統一と調整を図っている。

第２節　　委　　員

第４８期委員（任期　令和５年３月22日～令和７年３月21日）

令和６年12月31日現在

区分	氏　　名	現　　職	備　考
公益委員	◎山　上　　朗	弁　　護　　士	７　期 再　任
	○村　山　　永	弁　　護　　士	５　期 再　任
	阿　部　未　央	東　北　学　院　大　学　教　授	５　期 再　任
	大　泉　享　子	社会福祉法人山形県社会福祉事業団監事	３　期 再　任
	吉　原　元　子	山　形　大　学　准　教　授	２　期 再　任
労働者委員	渡　部　貴　之	自治労山形県本部執行委員長	３　期 再　任
	舩　山　　整	連　合　山　形　会　長	新　任
	髙　橋　明　里	連合山形女性委員会参与	新　任
	出利葉　康　隆	ＵＡゼンセン山形県支部支部長	新　任
	近　藤　雅　彦	東北電力労働組合山形県本部委員長	新　任
使用者委員	石　堂　栄　一	酒　田　商　工　会　議　所　参　与	６　期 再　任
	丹　　哲　人	（一社）山形県経営者協会専務理事	６　期 再　任
	髙　橋　紀美子	（株）秀電社代表取締役会長	５　期 再　任
	石　原　信　義	山形パナソニック（株）取締役執行役員 管理センター長（兼）人財戦略部長	５　期 再　任
	大　風　　亨	（株）大風印刷代表取締役社長	４　期 再　任

※◎印　会　　長
　○印　会長代理

第３節　あっせん員候補者

令和６年12月31日現在

氏　　名	現　　職
山　上　　朗	山形県労働委員会会長 弁護士
村　山　　永	山形県労働委員会会長代理 弁護士
阿　部　未　央	山形県労働委員会委員 東北学院大学教授
大　泉　享　子	山形県労働委員会委員 社会福祉法人山形県社会福祉事業団監事
吉　原　元　子	山形県労働委員会委員 山形大学准教授
渡　部　貴　之	山形県労働委員会委員 自治労山形県本部執行委員長
舩　山　　整	山形県労働委員会委員 連合山形会長
髙　橋　明　里	山形県労働委員会委員 連合山形女性委員会参与
出利葉　康隆	山形県労働委員会委員 ＵＡゼンセン山形県支部支部長
近　藤　雅　彦	山形県労働委員会委員 東北電力労働組合山形県本部委員長
石　堂　栄　一	山形県労働委員会委員 酒田商工会議所参与
丹　　哲　人	山形県労働委員会委員 （一社）山形県経営者協会専務理事
髙　橋　紀美子	山形県労働委員会委員 （株）秀電社代表取締役会長
石　原　信　義	山形県労働委員会委員 山形パナソニック（株）取締役 執行役員 管理センター長(兼)人財戦略部長
大　風　　亨	山形県労働委員会委員 （株）大風印刷代表取締役社長
鈴　木　和　枝	山形県労働委員会事務局長
木　村　治　彦	山形県労働委員会事務局審査調整課長

第４節　　事務局組織一覧

令和６年４月１日現在

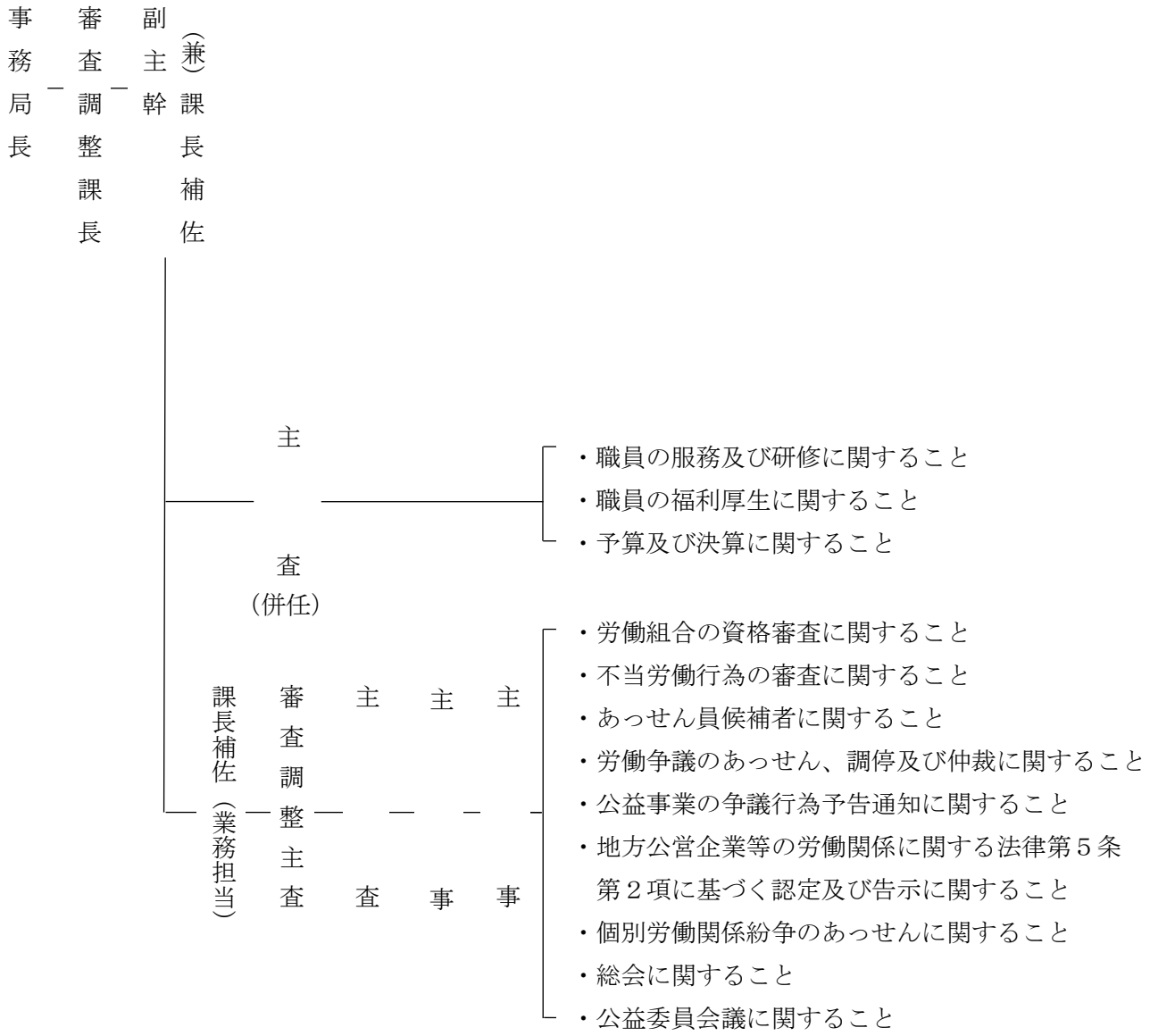

第　２　章

山形県労働委員会の活動状況

第１節　労働争議の調整

第１　概　　況

令和6年における調整事件の取扱いはあっせん事件のみで、その取扱件数は1件で、内訳は令和6年新規1件であった。

労働関係調整法第37条の規定による争議行為予告通知については、当委員会で受理したものが3件、中央労働委員会で受理したもののうち本県に労働組合の組織があるものが14件、併せて17件あり、その全てについて実情調査を行っている。

なお、集団的労使紛争に関する相談件数は、6件であった。

第２　令和６年調整事件一覧

事件番号及び事件名	調整区分	申請者	申　請　者	申請年月日	指名年月日 終結年月日	調整日数
			被申請者	申請事項	終結事由	調整回数
令和6年 第1号 A あっせん事件	あっせん	労	B労働組合（4名） 〈上部団体〉 全日本建設交運 一般労働組合	R6. 9. 3	R6. 9. 4	59日 （58日）
				・団体交渉の早期開催	R6.10.31	
			有限会社A		打切り	0回

（注）申請日と受付日が異なる場合は、申請日欄には受付日を記載している。

調整日数は申請日から終結日までの日数である。

（　）内の日数は、あっせん員指名から終結日までの日数を示す。

第３　事件処理状況

取り扱ったあっせん事件の処理状況は次の表のとおりである。

令和６年第１号Ａあっせん事件　　［打切り］	
申請の概要	・Aの営業所の従業員等を組合員とするB労働組合は、昨年開催した団体交渉以降、度々の団体交渉開催申入れを拒絶されているため、団体交渉の早期開催を求めて、あっせん申請を行った。
あっせんの経過等	・被申請者の事情聴取を実施すべく、数回にわたり電話連絡したが、被申請者と話せたのは1回のみであり、被申請者は、「組合が早期の団交を求めていることは把握しているが、会社の経営状態が悪く、非常に忙しい。事情聴取については、日程を確認し、後日連絡する。」とのことであったが、その後連絡が付か

	なかった。 ・被申請者と連絡が付かず事情聴取に応じてもらえない状況を主任あっせん員に報告したところ、被申請者に一定期日を定めて「あっせん辞退書」の提出を求めるよう指示があった。 ・被申請者へ「あっせん辞退書」の提出を依頼したものの、期限までに提出がなかったため、あっせん員間で協議し、主任あっせん員の判断のもと、あっせんを打切ることとした。 ・「あっせん事件終結通知書」を両当事者へ送付し、終結した。

第４　争議行為予告通知の受理及び実情調査状況

令和６年12月31日現在

番号	予告通知者	業種	争議行為の目的	受付年月日	予告年月日	調査結果			
						争議	終結	継続	その他
1	国鉄労働組合	運輸	賃上げ等	R6. 2.13	R6. 2.26 以降	無	○		
2	全日本建設交運 一般労働組合	運輸	賃上げ等	R6. 2.15	R5. 2.29 以降	無	○		
3*	山形県医療労働組合 連合会	医療	賃上げ等	R6. 2.20	R6. 3.13 以降	有	○		
4	全国電力関連産業労 働組合総連合	電気	賃上げ等	R6. 2.26	R6. 3. 8 以降	無	○		
5	エヌ・ティ・ティ 労働組合	通信	賃上げ等	R6. 2. 28	R6. 3.11 以降	無	○		
6	公立学校共済組合職 員労働組合	医療	賃上げ等	R6. 2.28	R6. 3.15 以降	無	○		
7	全日本運輸産業労働 組合連合会	運輸	賃上げ等	R6. 2.29	R6. 3.15 以降	無	○		
8	日本私鉄労働組合総 連合会	運輸	賃上げ等	R6. 3. 4	R6. 3.15 以降	無	○		
9	全日本港湾労働組合	運輸	賃上げ等	R6. 3. 8	R6. 3.17 以降	無	○		
10	全国港湾労働組合連 合会	運輸	賃上げ等	R6. 3. 8	R6. 3.19 以降	無	○		
11*	山形県医療労働組合 連合会	医療	一時金等	R6. 5.21	R6. 5.27 以降	有	○		
12	全日本運輸産業労働 組合連合会	運輸	一時金等	R6. 5.27	R6. 6. 7 以降	無	○		
13	公立学校共済組合職 員労働組合	医療	賃上げ等	R6.10.17	R6.11.27 以降	無		○	
14*	山形県医療労働組合 連合会	医療	一時金等	R6.10.21	R6.11. 6 以降	有	○		
15	全日本国立医療労働 組合	医療	賃上げ等	R6.10,25	R6.11. 7 以降	無		○	
16	全日本運輸産業 労働組合連合会	運輸	一時金等	R6.11. 1	R6.11.15 以降	無	○		
17	日本私鉄労働組合 総連合会	運輸	賃上げ等	R6.11.12	R6.11.23 以降	無	○		

（注）１　実情調査は、本県内に執行機関を有する組合組織のみを対象に行っている。
２　番号中＊印は、本県労働委員会が争議行為予告を受理したものであり、その他は、中央労働委員会を経由して通知があったものである。
３　調査結果項目「その他」は、あっせん、調停、仲裁、不当労働行為救済申立に移行したものである。

第２節　個別労働関係紛争のあっせん

第１　概　　況

令和6年における個別労働関係紛争のあっせん取扱件数は3件で、すべて新規申請であった。

取り扱った3件のあっせんの主な内容は、いずれも「経営又は人事」に関するものであった。

事件の処理状況は、解決金の支払い等により「解決」したものが1件、労使双方の主張に隔たりが大きく「打切り」となったものが1件、使用者側があっせんに応諾せず「打切り」となったものが1件であった。

第２　令和６年個別労働関係紛争あっせん事件一覧

事件番号及び事件名	申請者	申請者 / 被申請者	受付年月日 / あっせん希望事項	指名年月日 / 終結年月日 / 終結事由	調整日数 / 調整回数
令和6年 第1号 A 個別あっせん事件	労	労働者(1名)	R6. 2.19	R6. 2.26	39日 (32日)
			・不当解雇に伴い、精神的苦痛を被ったことなどに対する解決金の請求	R6. 3.28	
		株式会社A		打切り	0回
令和6年 第2号 B 個別あっせん事件	労	労働者(1名)	R6. 6.24	R6. 6.28	87日 (83日)
			・20年以上昇給がないため、昇給の遡及及び昇給により得られた差額分の賃金の請求	R6. 9.18	
		B株式会社		打切り	1回
令和6年 第3号 C 個別あっせん事件	労	労働者(1名)	R6.10.23	R6.10.31	49日 (41日)
			・身に覚えのない理由で解雇されたにも関わらず、自己都合退職とされたことに伴う精神的苦痛に対する慰謝料及び解雇予告手当の請求	R6.12.10	
		特定非営利活動法人C		解決	1回

(注)調整日数は受付日から終結日までの日数である。

(　)内の日数は、あっせん員指名から終結日までの日数を示す。

第３　事件処理状況

取り扱った個別あっせん事件の処理状況は次の表のとおりである。

令和６年第１号Ａ個別あっせん事件　［打切り］	
申請の概要	・アルバイトとして勤務していた申請者は、勤務先の不祥事と思われることについて、その証拠を掴むために店舗事務所に設置した録画状態のスマートフォンを従業員に発見され、警察に通報された。 ・結局、無罪であったが、当該行為を理由に解雇された。 ・申請者は、無罪であったにもかかわらず解雇されたことに加え、大きな精神的苦痛を被ったことに対し、解決金の支払いを求め、あっせんを申請した。
あっせんの経過等	・使用者側あっせん員は被申請者に対し、応諾勧奨したが、「就業規則に則って適切に対応したものと考えているため、あっせんによる和解は考えられず、本申請に係るあっせんは辞退する」と被申請者は主張し、後日、あっせん辞退書が提出されたため、打切りとなった。

令和６年第２号Ｂ個別あっせん事件　［打切り］	
申請の概要	・正社員として勤務していた申請者は、勤務先の会社で半年ごとに実施している人事評価において、昇給基準に達していないことから、20 年以上昇給がない。 ・申請者は、遡及して昇給を求めるとともに、当該昇給により得られた差額分の賃金の支払いを求め、あっせんを申請した。
あっせんの経過等	・労使あっせん員による個別折衝の結果、申請者は希望する昇級の水準や昇給した際の未払い賃金額について譲歩の姿勢を示した一方、被申請者としては、申請者の要求は受け入れられないという姿勢は変わらなかった。 ・ただし、被申請者は、解決金による解決が可能かどうか本社と相談をしたいとの意向を示し、話し合いでの解決は継続する意向であったため、あっせんを継続することとし、1回目のあっせんは終了した。 ・第2回あっせんの開催通知後、被申請者から「解決金を支払うつもりはない」との意向が示されたため、あっせん員間で協議した結果、当事者双方の主張に隔たりが大きく、妥協点を見出すことが極めて困難であると判断し、第2回あっせんは開催せず打ち切ることを決定し、あっせんは終結した。

令和６年第３号Ｃ個別あっせん事件	［解　決］
申請の概要	・パートとして採用され夜勤専従として勤務していた申請者は、被申請者から、日勤のみのシフト変更の業務命令があり、従わない場合は辞めるように言われた。 ・シフトを日勤のみに変更されると給料が大幅に減るため納得できず、有休休暇をすべて消化して退職する旨を伝えたところ、被申請者から、身に覚えのない解雇理由により解雇された。 ・被申請者に対し、解雇理由書の発行、慰謝料及び解雇予告手当の支払いを求めたが、自己都合退職と記載された退職理由証明書と併せ、慰謝料及び解雇予告手当を支払う意思がない旨の文書が届いた。 ・申請者は、身に覚えのない理由で解雇されたにも関わらず、自己都合退職扱いにされたことに対して慰謝料及び解雇予告手当の支払いを求め、あっせんを申請した。
あっせんの経過等	・申請者は、新たな職場で働いているが、解雇後の収入がなかった期間に対する補填として、慰謝料と解雇予告手当相当の解決金の支払いを求めた。 ・一方、被申請者は、申請者に解雇すると発言したことはなく、また、夜勤から日勤へのシフト変更についても、被申請者は業務上必要な対応であり、申請者の希望する解決金の支払いには応じられないと主張した。 ・申請者が譲歩する姿勢を示したため、解決金の調整を行った結果、被申請者が申請者に解決金を支払うことで合意し、あっせんは終結した。

第３節　不当労働行為救済申立事件の審査

第１　概　　況

令和６年中に係属した審査事件はなかった。

第２　審査の目標期間

労働組合法第27条の18に基づき、当委員会では、審査の目標期間を「１年３か月」と設定している（平成17年５月17日開催の第453回公益委員会議において決定）。

第３　再審査の状況

令和６年中に係属した再審査事件はなかった。

第４節　行政訴訟事件の概要

第１　概　　況

当委員会からの命令に対し行政訴訟が提起されたものは、令和５年から繰り越された１件（山形大学事件）。

令和４年３月に最高裁判所から仙台高等裁判所に差し戻された控訴事件について、令和５年７月19日に仙台高等裁判所から、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却するとの判決が言い渡された。

その後、被控訴人が令和５年８月１日に最高裁判所に上告及び上告受理申立を行ったが、令和６年３月６日に最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立て不受理を決定した。

当委員会事件番号 終結年月日 終結区分	裁判所名 裁判所事件番号	提起人	提起年月日 終結年月日	結果
平成27年(不)第１号 H31.1.17 一部救済	仙台高等裁判所 令和４年(行コ)第13号	(差戻審)	(差戻審) R5.7.19	原判決取消請求棄却
	最高裁判所 令和５年(行ツ)第321号 令和５年(行ヒ)第358号	使用者	R5.8.1 R6.3.6	上告棄却及び上告受理申立て不受理

第２　差戻上告審決定

１　不当労働行為救済命令の概要

給与改定等に関する団体交渉における法人の対応が不誠実であることが不当労働行為に当たるとして、救済申立てがなされたもの。

当委員会は上記申立てについて不当労働行為が成立するとした上で、法人に対し組合との間の団体交渉において、「どの程度昇給を抑制し、どの程度賃金を引き下げる必要があるのかに関する適切な財務情報や将来予測資料を提示するなどして、自らの主張に固執することなく、誠実に応じなければならない」ことを命じた。

２　差戻上告審までの訴訟の経過

法人が本件命令を不服として山形地方裁判所に行政訴訟を提起したところ、同裁判所は、合意の達成があり得ない状況にあって、団体交渉を命ずることは、労働委員会の裁量権を超えているとして、本件命令を取り消した。

当委員会は当判決を不服として仙台高等裁判所に控訴したものの、同裁判所に、第１審とほぼ同旨の理由により、当委員会の請求を棄却されたことから、最高裁判所に上告した。

最高裁判所は、合意の成立する見込みがなくとも団体交渉を命ずることは可能であり、労働委員会の裁量権の範囲を逸脱していないとして、原判決を破棄したことから、本件は仙台高等裁判所に差し戻された。

仙台高等裁判所は、法人には不当労働行為となる誠実交渉義務違反があるというべきであるとして、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却するとの判決が言い渡された。

法人は判決を不服として、最高裁への上告及び上告受理申立てを行った。

３　差戻上告審の概要

仙台高等裁判所による形式的審査を経て、事件記録が最高裁判所に送付され、令和５年 10 月 19 日に最高裁判所から当委員会に記録到着通知書が送られた。

令和６年３月６日に最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立て不受理を決定した。

第５節　労働組合の資格審査

令和６年において、労働組合の資格審査はなかった。

第６節　地方公営企業等の労働関係に関する法律第５条第２項による非組合員の範囲の認定及び告示の状況

令和６年において地方公営企業等の労働関係に関する法律第５条第２項による非組合員の範囲の認定及び告示はなかった。

第７節　労働相談・周知広報活動

第１　労働相談

１　労働相談（労働悩みごと相談会、日曜労働悩みごと相談会、電話・来庁・メール等相談）

令和６年に、労働悩みごと相談会、日曜労働悩みごと相談会及び事務局への電話・来庁・メール等相談で受け付けた相談は181件で、この内、労働者側からの相談が178件、使用者側からの相談が３件であった。

相談事項別件数は230件で、「経営又は人事」に関することが72件（31.3%）であり、次いで「職場の人間関係」に関することが62件（27.0%）、「労働条件等」に関することが46件（20.0%）、「賃金等」に関することが31件（13.5%）であった。

			労働者	使用者	双方	不明	合計
相談件数			178	3			181
相談事項別件数　※			225	5			230
経営又は人事			70	2			72
	ア	解雇	21				21
	イ	配置転換、出向・転籍	2				2
	ウ	復職	2				2
	エ	懲戒処分	1				1
	オ	退職	36	1			37
	カ	勤務延長、再雇用	2				2
	キ	その他経営又は人事	6	1			7
賃金等			31				31
	ク	賃金未払い	14				14
	ケ	賃金増額	1				1
	コ	賃金減額	4				4
	サ	一時金					
	シ	退職一時金	1				1
	ス	解雇手当	1				1
	セ	休業手当	3				3
	ソ	諸手当	2				2
	タ	その他賃金	5				5
	チ	年金（企業年金・厚生年金等）					
労働条件等			44	2			46
	ツ	労働契約	8				8
	テ	労働時間	8				8
	ト	休日・休暇	1				1
	ナ	年次有給休暇	6				6
	ニ	育児休業・介護休業					
	ヌ	時間外労働	4				4
	ネ	安全・衛生	3	1			4
	ノ	福利厚生制度					
	ハ	社会保険	1	1			2
	ヒ	労働保険	3				3
	フ	その他の労働条件等	10				10
職場の人間関係			62				62
	ヘ	セクハラ	2				2
	ホ	パワハラ・嫌がらせ	60				60
その他			18	1			19
	マ	その他	18	1			19

※１件の相談で相談事項が複数にわたる場合は該当する項目にそれぞれ計上しているため、相談件数とは一致しない。

２　労働相談件数の推移

年	平成31年・令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
相談件数	175件	120件	98件	112件	160件	181件

３　労働悩みごと相談会

労使間トラブルの相談への更なる対応を図るため、平成29年６月から委員による定期的な労働相談会を開催している。

平成30年度には、より親しみやすい相談会とするため、「労働悩みごと相談会」に名称を変更した。

令和２年度から６月の相談会を庄内地域（鶴岡市若しくは酒田市）にて、平日に終日（11時～16時）で開催している。

・開催日時：原則、10月を除く毎月第２木曜日　午後１時から午後２時まで
　　１件当たり60分まで　委員２名対応

・開催場所：村山総合支庁本庁舎（６月は酒田勤労者福祉センター）

・令和６年相談件数

１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
1	0	1	1	0	1	1	1	1	－	1	0	8

４　日曜労働悩みごと相談会

10月の「個別労働紛争処理制度」周知月間にあわせ、労働相談会を県内４会場で開催した。

開催日時	10月６日 10:00～15:00			10月20日 10:00～15:00		
開催場所	置賜総合文化ｾﾝﾀｰ （米沢市）	鶴岡市勤労者会館 （鶴岡市）	村山総合支庁本庁舎※ （山形市）	大手門ﾊﾟﾙｽﾞ （山形市）	ゆめりあ （新庄市）	村山総合支庁本庁舎※ （山形市）
担当委員数	２名	３名	―	５名	２名	―
相談件数	３件	１件	１件	６件	２件	０件

※事務局職員における電話相談対応

第２　労使間トラブルの未然防止の取組

働き方改革への関心の高まりや中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置の義務化などにより労働者を取り巻く環境が変化してきたことに伴い、労使間トラブルの未然防止の重要性が増しているため、労使間トラブルの未然防止を目的とした周知啓発を図った。

１　労使間トラブルの未然防止に係るチラシの配布

「これから働く皆様向け」と「使用者の皆様向け」の２種類の周知啓発用チラシを作成し、関係機関・団体等に配布した。

〈配布先〉国の機関（労働局、ハローワーク、法テラス等）、各総合支庁、市町村、
地域労働組合、山形県経営者協会、各商工会議所、山形県商工会連合会、大学、
高等学校（※）他
※高等学校へは掲示用としてチラシの拡大版を配布。

２　出前講座

生徒や学生、労働者、使用者、企業の労務担当者等を対象に、ワークルールの基礎知識、労使間トラブルの事例紹介及び職場におけるハラスメント等について、理解を深めるとともに、労働委員会制度の周知を目的として、委員が講師となり「出前講座」を開催した。

団　体	開催日	受講者	受講者数	講師
山形調理師専門学校	１月10日	学生	34人	山上会長
山形県立谷地高等学校	１月17日	生徒	56人	舩山委員
株式会社 全農ライフサポート山形	１月17日	社員	37人	吉原委員
大原学園　山形校	２月５日	学生	35人	阿部委員
山形県立 山形職業能力開発専門校	２月９日	学生	44人	髙橋(紀)委員
東北文教大学 山形城北高等学校	７月28日	生徒 保護者	77人	阿部委員
山形県立 庄内職業能力開発センター	９月11日	訓練生	４人	出利葉委員
山形歯科専門学校	９月19日	学生	23人	渡部委員
山形県 建設コンサルタント協会	10月25日	会員	20人	石原委員
惺山高等学校	11月15日	生徒	298人	吉原委員
山形県立北村山高等学校	11月28日	生徒	25人	石堂委員
東北農林専門職大学 附属農林大学校	11月28日	学生	19人	近藤委員
山形調理師専門学校	12月18日	学生	24人	丹委員

○出前講座の様子

【株式会社全農ライフサポート山形】

【山形歯科専門学校】

【惺山高等学校】

第３　周知広報の取組

労働委員会制度の周知を図るため、10月の「個別労働紛争処理制度」周知月間にあわせて、会長記者発表、街頭広報活動及びパネル展示を行った。

また、高等学校、専門学校、商工団体等への訪問ＰＲや広報媒体等を活用した周知広報にも取り組んだ。

１　会長記者発表

（１）日時　９月25日　15:30～15:45

（２）場所　山形県庁（県政記者室）

（３）内容　「令和５年度の労働相談の状況」と「日曜労働悩みごと相談会の開催」等を紹介

２　街頭広報活動

日時	場所	内容
９月 30 日 15:00～16:00	「イオン山形南店」前 （山形市）	労働委員会ののぼり旗を掲示し、チラシ入りポケットティッシュを配布
10 月 16 日 11:00～12:00	「マックスバリュ新庄店」前 （新庄市）	

【労働委員会ののぼり旗】

【ポケットティッシュのチラシ】

３　パネル展示

（１）期間　　①ア　２月１～29日　イ　12月26日～１月30日

②10月１～16日　③10月３～30日

（２）場所　　①遊学館　１階カフェレストラン前南壁面

②山形県庁　１階 ジョンダナホール　③山形県立図書館　１階縣人文庫裏

（３）タイトル　ご存じですか？労働委員会～雇用のトラブル まず相談～

【①アのパネル展示】

【①イのパネル展示】

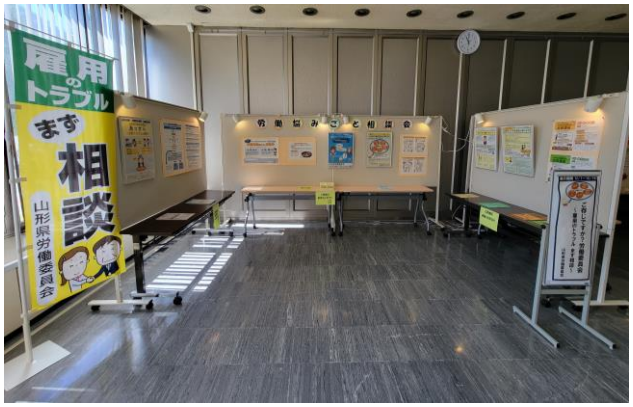

【②のパネル展示】

【③のパネル展示】

４　訪問ＰＲ

高等学校、専門学校、商工団体等を訪問し、労働委員会制度の周知に併せ、出前講座の開催提案を行った。

○委員による訪問

訪問月日	訪　　問　　先
６月６日	山形県トラック協会、山形県建設業協会、山形県社会福祉協議会、山形県中小企業団体中央会、山形県商工会連合会、山形新聞社、山形放送

訪問月日	訪　　問　　先
6月24日	鶴岡工業高等専門学校、鶴岡東高等学校、鶴岡商工会議所、山形大学鶴岡キャンパス、東北公益文科大学、新庄南高等学校、新庄東高等学校、新庄商工会議所
6月26日	米沢栄養大学、米沢女子短期大学、米沢商業高等学校、山形大学米沢キャンパス、長井商工会議所、山形工科短期大学校、天童商工会議所

○事務局による訪問

訪問月日	訪　　問　　先
6月13日	山形歯科専門学校、霞城学園高等学校、山形医療技術専門学校、東北文教大学、東北文教大学短期大学部、山辺高等学校、左沢高等学校、村山産業高等学校、天童高等学校、創学館高等学校、東北芸術工科大学

5　広報媒体の活用

広報媒体	内　　容	
市町村広報誌	・22市町村の広報誌に、労働悩みごと相談会等の案内が掲載	
求人情報誌	・３求人情報誌に、労働悩みごと相談会やあっせんの案内が掲載	
テレビ出演	・山形放送「ピヨ卵ワイド『街角伝言板』」に会長が出演し、日曜労働悩みごと相談会を案内（９月30日放送）	
ラジオ放送	・ラジオモンスター「村山地域耳寄り情報」で、日曜労働悩みごと相談会の案内を放送（９～10月放送） ・酒田ＦＭハーバーＲＡＤＩＯ「週刊庄内総合支庁ニュース」で、労働悩みごと相談会 in 庄内の案内と日曜労働悩みごと相談会の案内を放送（６月、９～10月放送）	
県政広報	・県政ラジオのエフエム山形「山形リビングインフォメーション」及び山形放送「フレッシュインフォメーションやまがた」で、労働悩みごと相談会の案内を放送（７月放送）	
ＳＮＳ	Ｘ（旧ツイッター）	・県公式アカウント、村山総合支庁公式アカウント、最上総合支庁公式アカウント及び置賜総合支庁公式アカウントで、日曜労働悩みごと相談会等の案内を掲載

広報媒体	内　　容	
ＳＮＳ	フェイスブック	・県公式アカウント及び庄内総合支庁公式アカウントで、日曜労働悩みごと相談会等の案内を掲載
	インスタグラム	・庄内総合支庁公式アカウントで、日曜労働悩みごと相談会の案内を掲載
チラシ	「労働悩みごと相談会」（上半期、下半期）、「労働悩みごと相談会 in 庄内」、「日曜労働悩みごと相談会」のチラシを作成し、関係機関・団体等に配布した。 〈配布先〉国の機関（労働局、ハローワーク、法テラス等）、各総合支庁、市町村、地域労働組合、山形県経営者協会、各商工会議所、山形県商工会連合会、イベントホール、病院、薬局、コンビニエンスストア　他	

第８節　　会　　議

第１　総会及び公益委員会議

１　総　　会

回	期日	主　な　議　題
1278	１月18日	１　報告事項 （１）労働悩みごと相談会の開催について （２）令和５年第９号個別あっせん事件の結果について （３）東北地区労使関係セミナーの開催実績について （４）全基連個別労働紛争解決研修(基礎研修)への参加について （５）全国労働委員会連絡協議会総会(全労委総会)への参加について （６）出前講座の開催について （７）令和６年度全国労働委員会連絡協議会総会（全労委総会）の議題に係る提案について （８）令和６年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会及び会長連絡会議の開催案内について （９）県内の争議行為及び雇用情勢等について ２　協議事項 （１）総会事後説明について （２）令和６年度の取組案について （３）令和６年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（ブロック研修会）の検討委員会（仮称）の設置等について
1279	２月８日	１　報告事項 （１）出前講座の開催について （２）遊学館におけるパネル展示について （３）県内の争議行為及び雇用情勢等について ２　協議事項 （１）令和６年度の取組について
1280	３月14日	１　報告事項 （１）労働悩みごと相談会について （２）令和６年第１号個別あっせん事件の申請及び経過について （３）出前講座の開催について （４）個別労働紛争解決研修（応用研修）の受講について （５）労働悩みごと相談会及び労働事情報告の担当委員について （６）令和６年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会(ブロック総会)及び会長連絡会議に係る出席委員の決定について （７）事務局に寄せられた労働相談について

回	期日	主　な　議　題
		（８）県内の争議行為及び雇用情勢等について （９）労働事情報告 ２　協議事項 （１）東北地区労使関係セミナーの開催について （２）令和６年度おける委員の会議・研修参加計画について （３）令和６年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（ブロック研修会）について
1281	４月18日	１　報告事項 （１）労働悩みごと相談会の実施について （２）山形大学不当労働行為救済命令取消請求事件の結果及び今後の対応について （３）令和６年第１号個別あっせん事件の結果について （４）研修会について （５）委員による広報活動について （６）全国労働委員会労働者側委員連絡協議会2024年度命令研究会への参加について （７）アナログ規制の見直しについて （８）委員の会議・研修参加計画について （９）令和５年度の取組実績について (10) 事務局に寄せられた労働相談について (11) 県内の争議行為及び雇用情勢等について ２　協議事項 （１）令和６年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（ブロック研修会）について
1282	５月16日	１　報告事項 （１）全国労働委員会会長連絡会議における議題懇談について （２）岩手県労働委員会の訪問調査について （３）委員の広報活動に係る訪問日程について （４）研修会開催に向けた委員アンケートの結果について （５）事務局に寄せられた労働相談について （６）県内の争議行為及び雇用情勢等について （７）労働事情報告 ２　協議事項 （１）令和６年度の労働悩みごと相談会について （２）令和６年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（ブロック研修会）について

回	期日	主　な　議　題
1283	６月20日	１　報告事項 （１）山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行について （２）北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について （３）全国労働委員会会長連絡会議について （４）日曜労働悩みごと相談会の委員割振りの決定について （５）出前講座の申込みについて （６）岩手県労働委員会の訪問調査について （７）事務局に寄せられた労働相談について （８）県内の争議行為及び雇用情勢等について ２　協議事項 （１）11月の研修会における講師の再選定について （２）労働事情等調査（企業視察）について （３）令和６年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（ブロック研修会）について
1284	７月11日	１　報告事項 （１）労働悩みごと相談会の実施について （２）令和６年第２号個別あっせん事件の申請及び経過について （３）山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行状況について （４）委員広報活動の実施について （５）委員会議・研修会参加計画について （６）出前講座の申込みについて （７）事務局に寄せられた労働相談について （８）県内の争議行為及び雇用情勢等について ２　協議事項 （１）令和６年度労働事情等調査（企業視察）について （２）研修会の実施について （３）令和６年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（ブロック研修会）について
1285	８月22日	１　報告事項 （１）労働悩みごと相談会の実施について （２）山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行状況について （３）令和６年第２号個別あっせん事件の経過について （４）第79回全国労働委員会連絡協議会総会の開催案内について （５）日曜労働悩みごと相談会開催に向けた周知広報について （６）出前講座の実施及び申込みについて （７）労働事情等調査（企業視察）について

回	期日	主　な　議　題
		（８）岩手県労働委員会の訪問調査の概要について （９）事務局に寄せられた労働相談について (10) 県内の争議行為及び雇用情勢等について
1286	９月12日	１　報告事項 （１）労働悩みごと相談会の実施について （２）山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行状況について （３）令和６年第２号個別あっせん事件の経過について （４）令和６年第１号あっせん事件の申請及び経過について （５）令和６年度公労使委員合同研修について （６）出前講座の実施及び申込みについて （７）令和６年度労働事情等調査（企業視察）について （８）事務局に寄せられた労働相談について （９）県内の争議行為及び雇用情勢等について ２　協議事項 （１）令和６年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（ブロック研修会）について
1287	10月17日	１　報告事項 （１）北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について （２）山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行状況について （３）令和６年第２号個別あっせん事件の結果について （４）令和６年第１号あっせん事件の経過について （５）会長広報活動の実施について （６）出前講座の実施について （７）令和６年度労働事情等調査（企業視察）について （８）令和６年度公労使委員個別紛争専門研修について （９）事務局に寄せられた労働相談について (10) 県内の争議行為及び雇用情勢等について ２　協議事項 （１）第79回全国労働委員会連絡協議会総会の議題に係る意見交換について （２）令和７年度の取組について
1288	11月19日	１　報告事項 （１）労働悩みごと相談会の実施について （２）山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行状況について

回	期日	主　な　議　題
		（３）令和６年第１号あっせん事件の結果について （４）令和６年第３号個別あっせん事件の申請及び経過について （５）公労使委員個別紛争専門研修の参考資料について （６）日曜労働悩みごと相談会の実施について （７）事務局に寄せられた労働相談について （８）出前講座の実施及び申し込みについて （９）県内の争議行為及び雇用情勢等について ２　協議事項 （１）令和７年度の取組について
1289	12月12日	１　報告事項 （１）労働悩みごと相談会の実施について （２）令和６年第３号個別あっせん事件の経過（結果）について （３）全国労働委員会連絡協議会総会への参加について （４）東北地区労使関係セミナーへの参加について （５）公労使委員個別紛争専門研修への参加について （６）出前講座の実施について （７）事務局に寄せられた労働相談について （８）県内の争議行為及び雇用情勢等について ２　協議事項 （１）令和７年度の取組について

２　公益委員会議

回	期日	審　議　内　容
524	４月18日	山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行について
525	６月20日	山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行について
526	７月30日	山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行について
527	８月22日	山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行について
528	９月12日	山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行について
529	12月12日	山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行について
530	12月26日	山形大学不当労働行為救済申立事件に係る命令の履行について

第２　主な連絡協議会及び連絡会議等

１　委員の会議

会議名	期　日 （開催地）	概　　要
１ 全国労働委員会連絡協議会総会	11月14日～15日 （東京都）	議　　題 １　退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について ２　審査の迅速化に向けた取組について ３　若年層に向けた労働委員会の取組の周知について 講　　演 「近年における労働裁判の動向」 講師：元中央労働委員会会長代理 森戸　英幸　氏
２ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会	５月30日～31日 （宮城県）	議　　題 １　第79回全国労働委員会連絡協議会へブロックとして提出する議題について ２　令和５年度決算について ３　令和６年度予算（案）について ４　ブロック会長及び副会長の選任について ５　次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について ６　令和７年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について 研　　修 １　配転命令及び懲戒解雇における不当労働行為の成否について ２　期間社員への登用を期待した労働者が使用者から内定を取り消されたと主張する事案への対応について
３ 全国労働委員会会長連絡会議	６月14日 （岐阜県）	議題懇談 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて 講　　演 「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性― 名古屋自動車学校（再雇用）事件・最一小判令5･7･20 ―」 講師：東京大学大学院法学政治学研究科教授 東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子　氏
４ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会	10月10日～11日 （山形県）	研　　修 １　当事者の行為を原因とする団交拒否及び救済申立て後の懲戒処分に係る不当労働行為の成否について ２　懲戒解雇処分を受けた労働者からの具体的な

会議名	期　日 （開催地）	概　　要
		解雇理由の開示と解決金の支払いを求めたあっせん申請への対応について 講　　演 「「働くこと」の意味と歴史と労働委員会」 講師：早稲田大学法学部教授 東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎　氏

～「令和６年度北海道・東北六県労働委員会連絡協議会研修会」を山形県で開催しました～

〇開催日時　令和６年10月10日（木）14時30分　～　10月11日（金）11時30分
〇開催場所　山形グランドホテル（山形市）
〇参 集 者　北海道及び東北六県労働委員会委員及び事務局職員　72名
〇開催概要
（１日目）　開会式（連絡協議会会長挨拶・山形県知事挨拶）
分科会研修（審査・調整の研修課題について検討）
情報交換会
（２日目）　全体会（分科会における検討状況発表・総括）
基調講演
閉会式（連絡協議会副会長挨拶）

【第１分科会】

【第３分科会】

【第２分科会】

【全体会】

２　事務局の会議

会議名	期　日 （開催地）	概　　要
１ 全国労働委員会事務局長連絡会議	６月13日 （岐阜県）	議　　事 １　審査概況等について ２　調整事件等の概況について 議題懇談 １　ＤＸの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について ２　労働委員会と労働局との連携について
２ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10月28日 （東京都）	中央労働委員会事務局からの説明 １　調整業務の運営について 都道府県労働委員会からの事例報告 １　集団的労使紛争事件 ２　個別労働紛争事件 都道府県労働委員会からの業務報告
３ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議	10月29日 （東京都）	議　　題 １　中間収入の控除について ２　併合事件について 報告事項 「中労委の民事訴訟のＩＴ化への対応について」等
４ 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議	８月29日～30日 （青森県）	議　　題 １　北海道・東北六県労働委員会連絡協議会総会及び研修会の開催時期について ２　北海道・東北六県労働委員会連絡協議会負担金について 研　　修 研修議題（１） １　調査調書の取扱いについて ２　並行事件の進め方について ３　職業安定法に基づく無料労働者供給事業の許可等に係る労働組合の資格審査について ４　個別的労使紛争のあっせん申請への対応について ５　不当労働行為救済申立事件の調査調書の作成水準について ６　個別労働関係紛争に係る労働相談業務の整理について ７　個別調整（個別あっせん）の申請を短期間で繰り返す特定労働者への対応について 研修課題（２） １　労働局との連携(連絡協議会の開催状況等)について ２　労働相談におけるウェブ会議システム等の活用について

会議名	期　日 (開催地)	概　　要
		3　労働委員及びあっせん員に係る日額報酬の対象となる用務について 4　ブロック協議会に係る負担金の対応について 5　アナログ規制の見直しについて 6　ハラスメント防止に係る講座(出前講座)の実施について

第９節　研　　修

第１　委員研修

１　全国労働委員会連絡協議会研修

研 修 名	期　日	受 講 者 数
公労使委員合同研修・全体研修	9月5日	3名
公労使委員合同研修・独自研修	9月6日	3名
公労使委員個別紛争専門研修	12月5日～6日	3名

２　中央労働委員会研修

研 修 名	期　日	受 講 者 数
東北地区労使関係セミナー	11月22日	2名

３　全国労働委員会労働者側委員連絡協議会研修

研 修 名	期　日	受 講 者 数
命令研究会(Web開催)	4月9日	4名

４　公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会研修

研 修 名	期　日	受 講 者 数
個別労働紛争解決研修(応用研修)(Web開催)	2月16日	1名

５　労働事情等調査

期　　日　９月26日

視察企業　スズキハイテック株式会社（山形市)、東ソー・クォーツ株式会社（山形市）

６　研修会及び事例研究（自主開催）

研修名	期　　日	テーマまたは事例	講師または担当委員
事例研究会	1月18日	令和4年第3号個別あっせん事件	主任あっせん員　ほか
事例研究会	2月8日	令和5年第3号個別あっせん事件	主任あっせん員　ほか
事例研究会	3月14日	令和5年第4号個別あっせん事件	主任あっせん員　ほか
研修会	8月22日	労働相談対応研修～メンタル不調者からの労働相談等への対応～	公認心理師・シニア産業カウンセラー　　中川　智子　氏
研修会	11月19日	最近の重要判例等について	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授、中央労働委員会東日本区域地方調整委員 渡邊　絹子　氏

第２　事務局職員研修

１　中央労働委員会研修

研　修　名	期　　日	受 講 者 数
事務局職員中央研修	6月10日～12日	1名
労働法の初歩研修	月1回程度 (Web開催)	1名

第　３　章

統　　計　　諸　　表

第1表　取扱開始事件数の推移

昭和21.3～令和6.12　　（単位:件）

年次	調整事件					不当労働行為事件
	集団的労使紛争				個別労使紛争	
	あっせん	調停	仲裁	合計	あっせん	
昭和21年～30年	93	16		109		36
31年～40年	109	1		110		50
41年～50年	183			183		803
51年～60年	79			79		1,043
61年～平成7年	31	8		39		124
8年～17年	51			51	10	9
18年～27年	42			42	18	5
28年～令和2年	6			6	20	1
3年	1			1	2	
4年	1			1	3	
5年					9	
6年	1			1	3	
合計	597	25		622	65	2,071

第2表　調整事件数（手続事由別）

昭和21.3～令和6.12　　（単位：件）

手続事由	昭和21年～30年	31年～40年	41年～50年	51年～60年	61年～平成7年	8年～17年	18年～27年	28年～令和3年	4年	5年	6年	合計
双方申請	(5) 6	1	2	1	2							(5) 12
労側申請	(9) 101	97	138	60	(8) 35	50	41	5	1		1	(17) 529
使側申請	(2) 2	11	41	17	1	1	1	2				(2) 76
知事請求		(1) 1										(1) 1
職権開始			2	1	1							4
合　計	(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	42	7	1		1	(25) 622

（注）1　（　）内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。
　　2　複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

第3表　調整事件数（終結事由別）

昭和21.3～令和6.12　　（単位：件）

終結事由	昭和21年～30年	31年～40年	41年～50年	51年～60年	61年～平成7年	8年～17年	18年～27年	28年～令和3年	4年	5年	6年	合計
不開始				2	5	4						11
取下げ（調整前）	(3) 10	4	4	7	1	2	3	1				(3) 32
解　決	(10) 79	72	112	42	(3) 19	29	14	2	2			(13) 371
不　調	(2) 2	(1) 1			(2) 2							(5) 5
打切り	13	29	52	23	(2) 9	15	23	4			1	(2) 169
取下げ（調整後）	(1) 5	4	15	5	(1) 3	1	1					(2) 34
合　計	(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	41	7	2		1	(25) 622
翌年繰越							1	1				

（注）1　（　）内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。
　　2　複数年にまたがって係属した事件については、終結した年次に計上した。

第4表　調整事件数（産業別）

昭和21.3～令和6.12　　（単位：件）

産業＼年		昭和21年～30年	31年～40年	41年～50年	51年～60年	61年～平成7年	8年～17年	18年～27年	28年～令和3年	4年	5年	6年	合計
鉱業	金属	1	5	1									7
	石炭	(1) 10	2	8									(1) 20
	その他	(4) 16	4	1		4							(4) 25
建設業			6	2	6			1	1				16
製造業	食料品		2	4	2		1	1					10
	繊維工業 繊維製品	11	15	31	1		2						60
	木材 木製品	14	10	4	1								29
	出版 印刷		1	2			1						4
	化学	(5) 12	4										(5) 16
	窯業 土石製品	8	3	4									15
	金属 機器	(2) 22	16	23	8	3	3	1					(2) 76
	その他	(1) 4	1	8	4		3	2					(1) 22
電気・ガス・水道業		1	1	3	2								7
運輸・通信業		(2) 2	10	27	37	3	5	4	1			1	(2) 90
卸売・小売業・飲食店			11	28			6	7	1				53
金融・保険業		1	5	8	1			1					16
不動産業・物品賃貸業								1					1
サービス業		(1) 6	8	22	13	10	21	5	2	1			(1) 88
医療・福祉			(1) 6	6	2	(8) 16	5	7	1				(9) 43
教育・学習支援業								5	1				6
公務		1		1	2	3	4	7					18
合計		(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	42	7	1		1	(25) 622

（注）1　（　）内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。

2　複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

第５表　調整事件数（調整事項別）

昭和21.3～令和6.12　　（単位：件）

調整事項		昭和21年～30年	31年～40年	41年～50年	51年～60年	61年～平成7年	8年～17年	18年～27年	28年～令和3年	4年	5年	6年	合計
組合承認 組合活動		12	1	15	5	1	1						35
協約締結 全面改定		(2) 9	6	3			1	1	1				(2) 21
協約効力・解釈		(1) 2	3	1		2	1	2	2				(1) 13
賃金等	賃金増額	(5) 25	(1) 48	59	26	(6) 16	2						(12) 176
	一時金	(1) 8	(1) 25	42	17	(1) 7	3	3		1			(3) 106
	諸手当	(4) 6	16	10	1		4			1			(4) 38
	その他賃金に関するもの	(2) 9	23	14	10	1	2	3					(2) 62
	退職一時金 年金	10	8	24	1	1	9	2		1			56
	解雇手当 休業手当	2	2	1	2		6	5	1				19
給与以外の労働条件	労働時間	1	7	17									25
	休日・休暇	2	1	13	2		2	1	1	1			23
	作業方法の変更												
	定年制			2									2
	その他		1	3	2			2					8
経営又は人事	事業休廃止 縮小	13	6	4	1		2						26
	合併 営業譲渡												
	人員整理	(3) 7		2			1	1					(3) 11
	配置転換			3		4	3	3					13
	解雇	(2) 24	12	7	5	1	7	16	3				(2) 75
	その他	2	2	3	7	1	3						18
福利厚生				9	1		1						11
団交促進		5	16	47	20	13	23	15	2			1	142
事前協議制						2							2
その他		(2) 35	65	18	4		1	4	3	1			(2) 131
合計		(22) 172	(2) 242	297	104	(7) 49	72	58	13	5		1	(31) 1,013

（注）１　（　）内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。
　　２　複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。
　　３　調整事項が複数の事件については、それぞれの欄に掲げた。

第６表　個別労働関係紛争のあっせん事件数

（終結事由別件数　平成13.10～令和6.12）　　（単位:件）

終結事由	13年～17年	18年～27年	28年～令和3年	4年	5年	6年	合計
解決	2	3	7	2	7	1	22
打切	3	9	11	1	1	2	27
取下	2	2	2		1		7
不開始	3	4	1		1		9
合計	10	18	21	3	10	3	65

（注） 複数年にまたがって係属した事件については、終結した年次に計上した。

（あっせん事項別件数　平成13.10～令和6.12）　　（単位:件）

あっせん事項	13年～17年	18年～27年	28年～令和3年	4年	5年	6年	合計
経営又は人事	5	11	6	2	10	3	37
解雇	2	5	4		4	2	17
配置転換、出向・転籍		2	1	1	1		5
復職	1	1					2
懲戒処分		1		1	3		5
退職	2	1	1				4
勤務延長、再雇用							
その他経営又は人事		1			2	1	4
賃金等	4	4	9	3	3	1	24
賃金未払い	1		6		3	1	11
賃金増額							
賃金減額		1	2				3
一時金				1			1
退職一時金	1	1	1				3
解雇手当	2						2
休業手当							
諸手当		2		2			4
その他賃金							
年金（企業年金・厚生年金等）							
労働条件等		2	5		1		8
労働契約			1				1
労働時間		1	1				2
休日・休暇			1				1
年次有給休暇			2				2
育児休業・介護休業							
時間外労働							
安全・衛生							
福利厚生制度							
社会保険							
労働保険					1		1
その他の労働条件等		1					1
職場の人間関係		3	7	2			12
セクハラ							
パワハラ・嫌がらせ		3	7	2			12
その他	1	2	2		2		7
その他	1	2	2		2		7
合計	10	22	29	7	16	4	88

（注） 1　個別労働関係紛争のあっせんは平成13年10月１日より開始。
2　あっせん事項が複数の事件については、それぞれの欄に掲げた。
3　複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

第7表　不当労働行為救済申立事件の審査状況

昭和21.3～令和6.12　　(単位:件)

項目＼年		昭和21年～30年	31年～40年	41年～50年	51年～60年	61年～平成7年	8年～17年	18年～27年	28年～令和2年	3年	4年	5年	6年	合計
前年からの繰越										1	1			
新規申立数		36	50	803	1,043	124	9	5	1					2,071
法第7条該当号(注2)	1	23	8	10	3									44
	2	1	7	8	3	1		3						23
	3	2	4	6	1	3	1	1						18
	4			1										1
	1・2		2			1								3
	1・3	7	21	769	1,030	115	1	1	1					1,945
	1・4													
	1・2・3	2	4	4	4	3	4							21
	1・2・3・4				1									1
	1・2・4						1							1
	1・3・4													
	2・3	1	4	4	1	1	2							13
	3・4			1										1
申立人	組　合	26	48	45	14	11	9	5	1					159
	個　人	9	2	758	1,029	110								1,908
	組合+個人	1				3								4
終結状況	救　済			1			1							2
命令・決定	処罰請求(注3)	4												4
	一部救済	1	5	12		4	1		1					24
	棄　却	4	1	1	3									9
	却　下	1			[1](注1)	7								8
和解・取下		26	42	779	698	466	8	4			1			2,024
所要日数	最　長							167	1,306		640			
	最　短							48	1,306		640			
	平　均							108	1,306		640			
翌年へ繰越し									1	1				

(注1)[　]書きは、申立人が2組合で、その内1組合について却下したものである。
(注2)右欄の数字は、以下のことを示している。
1:1号該当(組合活動への参加を理由とするなどにより、不利益な取扱いをすること。)
2:2号該当(団体交渉をすることを、正当な理由がなくて拒むこと。)
3:3号該当(組合の運営に支配介入することや経理上の援助をすること。)
4:4号該当(労働委員会に申立てたことなどを理由に、報復的な措置をすること。)
(注3)昭和22年・23年に旧労働組合法の規定に基づき行った。

第8表　不当労働行為救済申立事件数（産業別）

昭和21.3～令和6.12　　（単位：件）

産業＼年		昭和21年～30年	31年～40年	41年～50年	51年～60年	61年～平成7年	8年～17年	18年～27年	28年～令和2年	3年	4年	5年	6年	合計
鉱業	金属	1	3											4
	石炭	3												3
	その他	2	5	1										8
建設業				1	2									3
製造業	食料品		3				1							4
	繊維工業 繊維製品	5	3	1										9
	木材 木製品	4	3											7
	出版 印刷	3												3
	化学	2	5											7
	窯業 土石製品			1										1
	金属 機器	9	11	22	7	1								50
	その他	2												2
電気・ガス・水道業				3										3
運輸・通信業		2	5	6	8	2	1							24
卸売・小売業・飲食店			6	6				1						13
金融・保険業				1	1			1						3
サービス業		3	3	1		3	5							15
医療・福祉			3	2		5	1							11
教育・学習支援業								1	1					2
公務				756	1,025	113	1	2						1,897
分類不能				2										2
合計		36	50	803	1,043	124	9	5	1					2,071

（注）　昭和24年6月の労組法改正前には旧労組法第11条（処罰請求）の申立があった。

第9表　不当労働行為救済申立事件係属数の推移

昭和21.3～令和6.12　　(単位:件)

年　次	係属事件数		
	新規申立	前年からの繰越	合　計
昭和21年～25年	24		24
26年～30年	12		12
31年～35年	29		29
36年～40年	21	5	26
41年	2	2	4
42年	2	1	3
43年	2	1	3
44年	109	2	111
45年	649	105	754
46年	9	580	589
47年	2	560	562
48年	10	2	12
49年	6	3	9
50年	12	7	19
51年	1	12	13
52年	3	12	15
53年	1	1	2
54年	1		1
55年	5		5
56年	2	4	6
57年	4	5	9
58年	793	1	794
59年	128	794	922
60年	105	917	1,022
61年	110	354	464
62年	3	319	322
63年	5	321	326
平成元年	2	325	327
2年	1	325	326
3年	1	324	325
4年		252	252
5年	1		1

年　次	係属事件数		
	新規申立	前年からの繰越	合　計
平成6年		1	1
7年	1		1
8年		1	1
9年	1	1	2
10年			0
11年	2		2
12年	1	1	2
13年	1	1	2
14年	2		2
15年	2	2	4
16年		3	3
17年			0
18年			0
19年	1		1
20年	1	1	2
21年			0
22年			0
23年			0
24年			0
25年	2		2
26年		1	1
27年	1		1
28年		1	1
29年		1	1
30年		1	1
31年・令和元年		1	1
2年	1		1
3年		1	1
4年		1	1
5年			0
6年			0
合　計	2,071	－	－

第10表　労働組合の資格審査状況

昭和24.6～令和6.12　　（単位:件）

年＼申請事由	法人登記のため	不当労働行為救済申立てのため	労働者委員候補者推薦のため	総会において特に必要と認めたもの※	調整申請のため	合計	処理状況 適合	不適合	取下げ又は打切り	合計	うち補正勧告したもの	次年に繰越
昭和24年～30年	45	7	453	8	17	530	511	5	14	530	199	
31年～40年	81	48	462	15		606	531		72	603	167	3
41年～50年	26	46	244	8		324	272		51	323	100	4
51年～60年	12	17	114	5		148	70	2	80	152	1	
61年～平成7年	1	21	17	1		40	26		13	39		1
8年～17年		9	10			19	13		7	20	1	
18年～27年		7	12			19	12		6	18		1
28年～令和2年		1	2			3	3			3		1
3年			2			2	2			2		1
4年									1	1		
5年			2			2	2			2		
6年												
合　計	165	156	1,318	37	17	1,693	1,442	7	244	1,693	468	－

※ 職安法による労働者供給事業許可申請のため等

参　考　資　料

歴代会長・会長代理一覧

期別	期　　間	会　長	会長代理
1	昭和21. 3.28 ～ 22. 3.27	大熊信行	長谷部元伸
2	22. 3.28 ～ 23. 4.27	森平三郎	吉野惺
3	23. 4.28 ～ 24. 4.27	伊藤信道	石田孝一郎
4	24. 4.28 ～ 25. 4.27	小林正一	石田孝一郎
5	25. 4.28 ～ 26. 5.24	小林正一	石田孝一郎
6	26. 5.25 ～ 27. 5.24	小林正一	大平禎介
7	27. 5.25 ～ 28. 6.25	大熊信行	大平禎介
8	28. 6.26 ～ 29.12.24	大熊信行	山口弘三
9	29.12.25 ～ 31. 3. 8	山口弘三	片岡潔
10	31. 3. 9 ～ 32. 3. 8	山口弘三	片岡潔
11	32. 3. 9 ～ 33. 3.10	山口弘三	片岡潔
12	33. 3.11 ～ 34. 3.25	山口弘三	片岡潔
13	34. 3.26 ～ 35. 3.25	山口弘三	片岡潔
14	35. 3.26 ～ 36. 3.25	山口弘三	片岡潔
15	36. 3.26 ～ 37. 3.25	山口弘三	片岡潔
16	37. 3.26 ～ 38. 5.26	山口弘三	片岡潔
17	38. 5.27 ～ 39. 5.31	山口弘三	片岡潔
18	39. 6. 1 ～ 40. 7. 9	山口弘三	片岡潔
19	40. 7.10 ～ 41. 8.11	山口弘三	片岡潔
20	41. 8.12 ～ 43. 8.11	山口弘三	片岡潔
21	43. 8.12 ～ 45. 8.11	山口弘三	片岡潔
22	45. 8.17 ～ 47. 8.16	山口弘三	設楽作巳
23	47. 8.30 ～ 49. 8.29	山口弘三	設楽作巳
24	49.12. 1 ～ 51.11.30	山口弘三	設楽作巳
25	51.12.27 ～ 53.12.26	山口弘三	設楽作巳
26	54. 3.22 ～ 56. 3.21	設楽作巳	中山悟郎
27	56. 3.22 ～ 58. 3.21	設楽作巳	柿崎榮治
28	58. 3.22 ～ 60. 3.21	設楽作巳	柿崎榮治
29	60. 3.22 ～ 62. 3.21	設楽作巳	柿崎榮治
30	62. 3.22 ～ 平成元. 3.21	設楽作巳	柿崎榮治
31	平成元. 3.22 ～ 3. 3.21	設楽作巳	柿崎榮治
32	3. 3.22 ～ 5. 3.21	設楽作巳	柿崎榮治
33	5. 3.22 ～ 7. 3.21	設楽作巳	柿崎榮治
34	7. 3.22 ～ 9. 3.21	設楽作巳	濱田宗一
35	9. 3.22 ～ 11. 3.21	設楽作巳	濱田宗一
36	11. 3.22 ～ 13. 3.21	濱田宗一	立松潔
37	13. 3.22 ～ 15. 3.21	濱田宗一	立松潔
38	15. 3.22 ～ 17. 3.21	濱田宗一	立松潔
39	17. 3.22 ～ 19. 3.21	濱田宗一	立松潔
40	19. 3.22 ～ 21. 3.21	濱田宗一	立松潔
41	21. 3.22 ～ 23. 3.21	濱田宗一	立松潔
42	23. 3.22 ～ 25. 3.21	立松潔	浜田敏
43	25. 3.22 ～ 27. 3.21	立松潔	浜田敏
44	27. 3.22 ～ 28. 2.21	立松潔	浜田敏
	28. 2.22 ～ 29. 3.21	立松潔	山上朗
45	29. 3.22 ～ 31. 3.21	立松潔	山上朗

期別	期　　間	会　長	会長代理
46	31.３.22 ～ 令和３.３.21	立　松　　潔	山　上　　朗
47	令和３.３.22 ～ ５.３.21	山　上　　朗	村　山　　永
48	令和５.３.22 ～ ７.３.21	山　上　　朗	村　山　　永

山形県民の歌

（昭和57年3月31日告示）

最上川

昭和天皇　御製
島崎赤太郎　作曲

広き野をながれゆけども最上川
うみに入るまでにごらざりけり

令和６年
山形県労働委員会年報
令和７年３月発行
山形県労働委員会事務局
山形市鉄砲町二丁目19－68
ＴＥＬ　023-666-7774
ＦＡＸ　023-666-7776